

喜楽鉱業株式会社 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい職場環境を作ることによって、すべての社員がその能力を発揮できるようにするため策定しました。

1.計画期間

令和3年12月1日～令和6年11月30日

2.行動計画指針の事項

次世代育成支援対策の内容として定めた事項

I.雇用環境の整備に関する事項

(1)妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

ア.妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について

労働者に対する制度の周知や情報提供及び、相談体制の整備の実施

イ.育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備・措置の実施

①育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し

②育児休業後における原職または、原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し

ウ.子供を育てる労働者が利用できる措置の実施

①始業・終業時刻の繰り上げまたは、繰り下げの実施

エ.育児介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知

(2)働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のため

ア.仕事と生活の調和の促進として、令和4年度より年間休日日数を105日から110日にしました。

イ.有給休暇の取得日数について、有給休暇予定表の周知や取得状況の実態把握を進めると共に、「有給休暇取得年5日の義務化」に加え、新たな休暇制度を検討し、有給休暇の取得の促進を図ります。